



議会だより かみごおり



No.53

平成17年5月1日発行

●発行 上郡町議会 ●編集 議会広報調査特別委員会

〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持278番地 電 (0791) 52-3512 FAX (0791) 52-6650



あゆみ橋開通式

3月定例議会

- | | |
|---------------------|--------|
| ● 平成17年度一般会計・特別会計予算 | 2・3P |
| ● 付託委員会・監査報告 | 4~6P |
| ● 条例制定及び改正 | 7~9P |
| ● 委員会報告 | 10P |
| ● 町政を問う(一般質問) | 11~17P |

※題字は、平成16年度 高田小学校卒業生です

きびしい歳入

8,100万9千円(前年度比2.9%減)を可決

第三百六十七回定例議会

第三百六十七回定例議会が、三月七日から三月三十日までの二十四日間の会期で開催されました。

本定例会において、町営住宅用地取得の件、特別職で常勤のものの報酬・費用弁償に関する条例、特別職で常勤のものの給与・旅費等に関する条例、教育長の給与・勤務時間・その他の勤務条件に関する条例、職員の勤務時間・休暇等に関する条例、地域振興福祉基金条例、町税条例、消防団条例、重度心身障害者(児)介護手当支給条例、国民健康保険税条例、地区計画の区域における建築物の制限に関する条例などの条例の一部改正と新たに制定される人事行政の運営等状況の公表に関する条例、公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、災害支援基金条例については可決しましたが、重度心身障害者福祉年金支給条例および福祉医療費助成条例の一部改正については、住民福祉の後退が懸念されるとして否決しました。

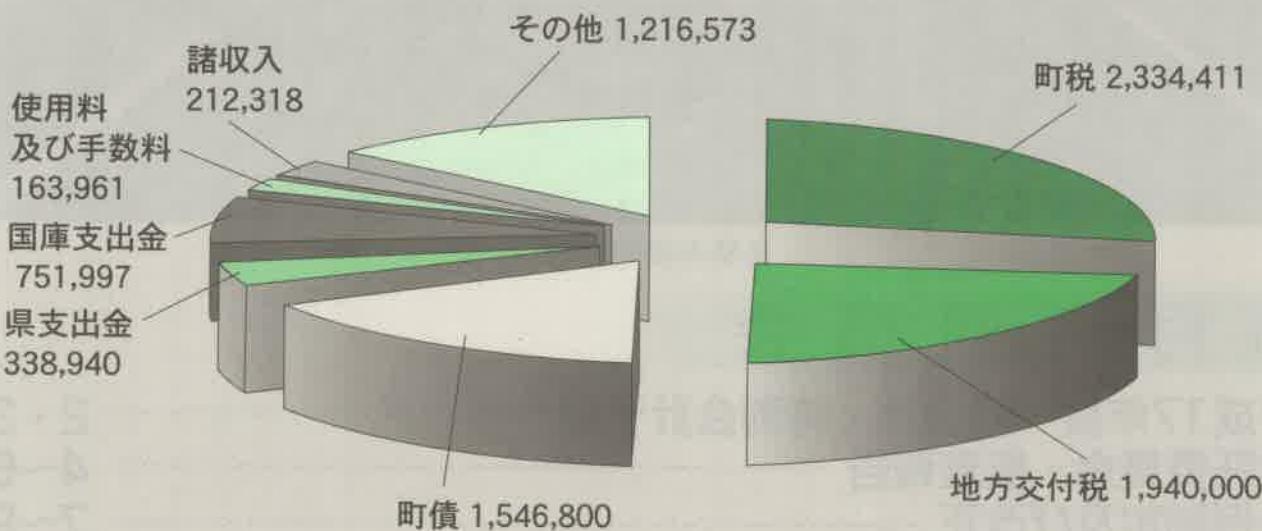
予算については、平成十六年度の一般会計と特別会計の国民健康保険事業、介護保険事業、農業集落排水事業、公共下水道事業、研修センター管理運営事業などの予算の補正、平成十七年度の一般会計ならびに特別会計の当初予算を可決しました。

なお、平成十七年度の一般会計の予算については、動議により一部修正しての可決であります。

また、議員提案により、教育基本法の改正に関する意見書の提出および北朝鮮に対して即刻経済制裁を求める意見書の提出についての二件が提出され、教育基本法の改正に関する意見書の提出については否決、北朝鮮に対して即刻経済制裁を求める意見書の提出については可決しました。さらに七名の議員が一般質問に立ち町政の問題点などを質しました。

一般会計歳入

(単位：千円)



ふくらむ歳出

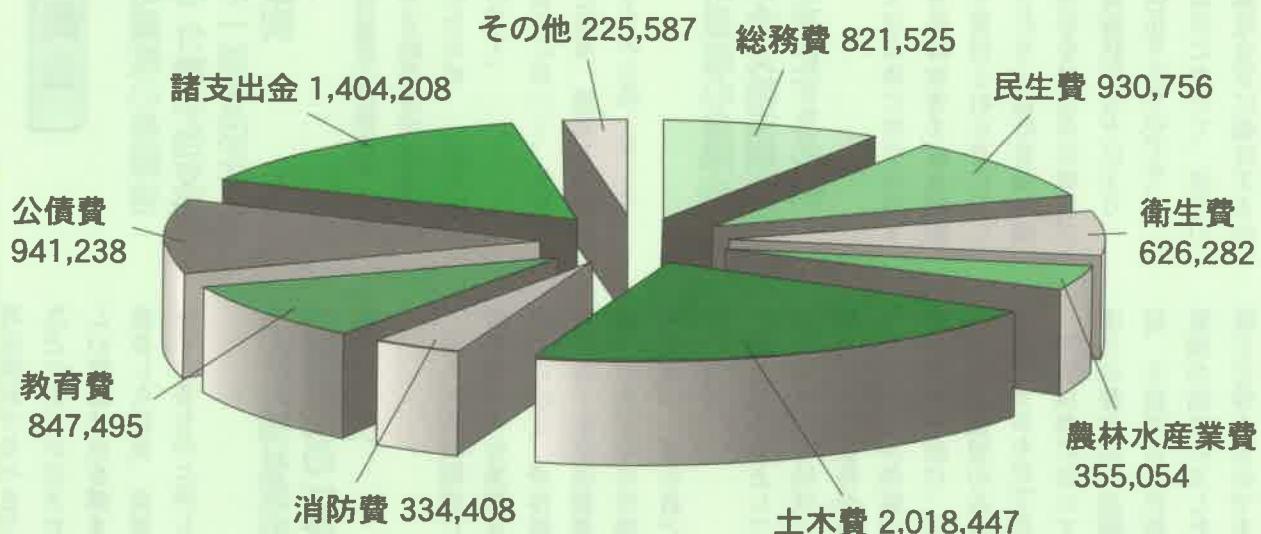
平成17年度 一般会計 特別会計 予算総額159億

(単位:千円、%)

合 計 名	平成17年度	増 減 率
一 般 会 計	8,505,000	6.4
特 別 会 計	住宅改修建設資金貸付事業	5,053 △10.2
	国民健康保険事業 事業勘定	1,549,935 7.1
	国民健康保険事業 直診勘定	71,682 △19.0
	老人保健医療事業	2,113,193 0.2
	介護保険事業	1,071,500 △2.5
	簡易水道事業	37,183 △1.3
	農業集落排水事業	254,300 3.3
	公共下水道事業	928,000 △17.5
	山野里工業団地造成事業	5,000 0.0
	研修センター管理運営事業	177,020 △1.2
公 営 墓 園 事 業	35,415 △83.6	
小 計	6,248,281 △4.7	
水 道 事 業	1,227,828 △35.5	
特 別 会 計 小 計	7,476,109 △11.6	
合 計	15,981,109 △2.9	

一般会計歳出

(単位:千円)



付託審查報告

總務文教常任委員會

厚生經濟常任委員會

望し、原案のとおり可決すべきと決しました。

特別職三役と教育長の給与に関する条例

特別職報酬等審議会は、町長が5%、助役が4%、収入役、教育長が3%、給与を引き下げるとの答申を出し、その報告を受けました。

当委員会では引き下げ率を
もっとと大きくすべき、との
意見も出たが、審議会の答申
を尊重するとともに、行財政
改革をより効率よく進めるよ
う申し添えて、可決すべきも
のと決しました。

公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例

公の施設に関する管理主体を民間業者にも広げ、サービス向上、行政コストの縮減を図る。指定の手続き、施設の適正な管理確保等基本的な項目



上郡町重度心身障害者(児)介護手当支給

上郡町消防団条例の一部を改正する条例

兵庫県の重度、心身障害者（昭化）

介護手当支給事業実施要綱が改正されたため、一部を改正するものです。

当委員会において、慎重に審査した結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

上郡町福祉医療費助成条例の一部改正する条例

老人医療費助成については、
対象者の判定基準及び自己負

担割の改正、身体障害者医療費、母子家庭医療費については、対象者等の所得要件額の改正及び一部を自己負担するものです。

知的又は身体に障害を有する者で身体障害者手帳及び療育手帳を交付された者に対し

祉事業内容を該当者の増及び近隣の実施状況などにより、一部を改正するものです。

再度検討するべきではないかなどの意見が出されたが、厳しい財政状況を踏まえ慎重に審査した結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

3歳児の根拠は、医者にかかる回数・状況などを参考にしたなどの説明を受け、慎重に審議した結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

3歳児の根拠は、医者にかかる回数・状況などを参考にしたなどの説明を受け、慎重に審議した結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

上郡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

本案は、医療費及び介護納付金の負担増に対応するため賦課割合を改正するものです。当委員会において、改正に伴い未収金の増が懸念されることから、その対策、取り組みなどについての質問が出されました。当局より滞納対策については、納税意識の高揚を図っている、また滞納対策についても、町全体で組織し、長期的な計画をもつて未収金の回収に全力で取り組む、との説明を受けました。当委員会では健全な事業運営と納税者の不公平性を解消する取り組みに全力を注いでいただきたい旨を強く申し入れ、慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

土木水道常任委員会

西播磨都市計画の変更に伴い当該地区計画区域内においてのそれぞれの建築物の用途敷地面積の限度、壁面位置の制限、高さの

最高限度等について慎重に審議した結果、原案通り可決すべきものと決しました。



※ゾーン分けの下の数字は順に最低敷地・壁面後退・最高たかさです。

平成16年度定期監査報告 自主財源確保のため徴収強化を!!

要約

景気の低迷は税収の落ち込みに影響し、併せて地方交付税削減により、財政面は厳しい状況にある。

この様な中で最小の経費で最大の効果をあげるため、行政改革による事務事業の改善、全職員の経営感覚を駆使した行政運営を強く求める。

監査における意見は次の通り。

- 組織改編は合理的見直しが必要である。
- 執務体制管理の適正を徹底すること。
- 補助金の交付は目的に沿った事業に対して効率的に運用し、事業の効果等十分に把握する事。
- 少子・高齢化の進む中、各幼稚園、小学校の統廃合を教育の将来構想計画と併せて検討されたい。
- 研修センター運営については、今後のあり方について十分検討されたい。
- 税収の伸びは期待できないが、自主財源確保のため、徴収方策を行政全体で取り組み、未収金解消に全力を傾けたい。



安室ダムのしだれ桜

請願

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める件

12月議会より継続審査となつていたこの案件は、報道、マスコミなどへのメディア規制が行われないか等の意見も出たが、あくまで実際の被害者の救済に対する意見書としてとらえることとし、採択すべきと決した。

陳情

高田台地区に建設予定とされている自治会館を二コニコ・コートに建設することを反対し、自治会館建設補助金の予算計上をしない事を要望する件

これは自治会内の問題であり、不採択にすべきとの意見もあつたが、条例整備の必要性等、行政に対して意見を付し、更に自治会での問題解決の方向を見極める事とし、再度継続審議とする。



さくらトンネル

条例の制定及び改定

条例の制定

公の施設の指定 管理者制度について

上郡町災害支援基金 条例

平成15年6月の地方自治法改正により、公の施設の管理は「管理委託制度」から「指定管理者制度」に移行されました。

- 災害対策基本法に規定する災害の発生に際し、当該災害にかかる支援、復旧経費に充てるため、災害支援基金を設置する。
- 基金として積み立てる額は、給付金、その他の財源により歳出予算で定める額。
- 基金の運用から生じる収入に相当する額。
- 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。
- 基金の管理に関必要な事項は、町長が別に定める。

※ 「指定管理者制度」とは、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としています。

※ 「公の施設」とは、体育施設、文化施設、社会福祉施設、観光施設などが該当しますが、庁舎や研究所など、行政に事務所としての施設

や住民の利用に供しない施設については該当しません。

な理由があるときは公募によりません。

※新しい制度により、施設の利用料を指定管理者の収入とすることができるほか、利業者等が行うことができないことがありました。

● 町長等は、申請があつたときは基準に照らして総合的に審査し、指定管理者の候補となる団体を選定します。● 町長等は、候補者に選定された団体を議会の議決を経て、指定管理者に指定します。

● 町長等は、指定管理者を指定したときは、名称や代表者の氏名等を公表します。

● 町長等と指定管理者は、個人情報の保護など施設の管理に関する協定を締結します。

● 指定管理者は、故意又は過失により管理する施設、設備等を損壊、滅失したときは損害を賠償しなければなりません。

● 指定管理者が、施設の管理業務を停止又は廃止しようとするときは、あらかじめ町長等の承認を受けなければなりません。

● 指定管理者が、施設の管理に該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の一部停止等を町長等が命ずることができます。

上郡町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する 条例の概要

制定された条例の概要は次のとおりです。

- 町長及び教育委員会（以下「町長等」といいます。）が指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、施設の概要、申請の資格、申請期間、必要書類、指定期間等を明示して公募します。ただし、緊急に指定管理者を指定しなければならないとき、その他公募を行なわないことについて合理的な理由があるときは公募に限りません。
- 指定管理者が、施設の管理業務を停止又は廃止しようとするときは、あらかじめ町長等の承認を受けなければなりません。
- 指定管理者が、施設の管理に該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の一部停止等を町長等が命ずることができます。

● 条例の施行は、平成17年4月1日からです。

る公の施設の業務に従事している者は、上郡町個人情報保護条例による秘密保持を遵守しなければなりません。

● 指定期間の満了、指定取消し、又は従事者の職務を退いた後も同様となります。

● 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は、指定を取り消されたとき、若しくは業務の一部等が停止されたときは、管理しなくなつた施設、設備等を現状回復しなければなりません。

● 指定管理者は、故意又は過失により管理する施設、設備等を損壊、滅失したときは損害を賠償しなければなりません。

● 指定管理者が、施設の管理に違反したときや町長等の指示に従わなかつたときは、指定管理者を取り消し、又は業務の一部停止等を町長等が命ずることができます。

上郡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定

- 不利益処分に関する不服申立ての状況

任命権者は、毎年7月末までに、町長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならぬ。

条例の改正

状況を報告しなければならない。
特別職の職員で非常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照

る条例新旧対照

- ・職員の給与の状況
 - ・職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
 - ・職員の分限及び懲戒処分の状況
 - ・職員の服務の状況
 - ・職員の研修の状況
 - ・職員の福利及び利益の保
関する状況

職員の勤務時間、
休暇等に関する
条例の一部を改正

公平委員会は、毎年6月末までに町長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務

任命権者は、小学校就学の

始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除

上郡町消防団条例の
一部を改正

上郡町消防団条例第三条第二項第一号の「男子」を削除する。現行の定数732人を「630人」に改正します。

税条例一部改正

- 「登記簿」という文言を「登記簿」に改正。
- 財政改革により、町税（固定資産税・都市計画税、町・県民税）の納期前納付に係る前納報奨金を廃止。

上郡町重度心身障害者
(児)介護手当支給
条例の一部改正

上郡町重度心身障害者 (児)介護手当支給 条例の一部改正

上郡町国民健康保険税 条例の一部を改正

上郡町重度心身障害者 (児)介護手当支給 条例の一部改正

上郡町福祉医療費助成条例の一部を改正

国民健康保険事業の医療費

否決

所得要件を撤廃し、小学校

否決

応するため賦課割合を改正する。

就学前の乳幼児の自己負担分を助成していたのを、所得要件を設けて3歳児未満のみ、自己負担分を助成する改正です